

2 臭気対策

①下水道施設の臭気対策

(取組内容)

- ・ポンプ所において、流入した砂やゴミの除去・搬出作業時に発生する臭気を近隣に拡散させないため、脱臭設備などを設置する。

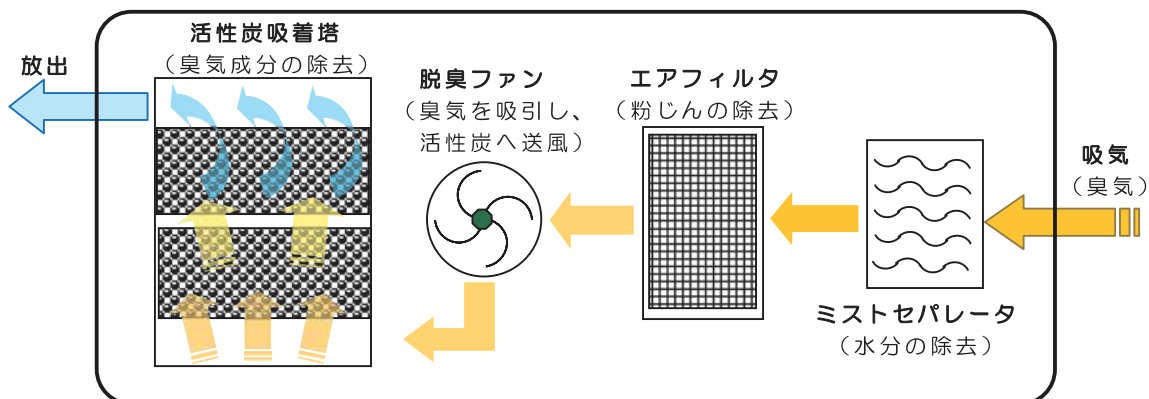
(対策箇所の選定)

- ・周辺環境に配慮し、住宅系の土地利用が多い地区にあるポンプ所を選定。

対策箇所		箇所数
芝浦処理区		4箇所
Ⓐ	浜町第二ポンプ所	
Ⓑ	桜橋ポンプ所	
Ⓒ	汐留ポンプ所	
Ⓓ	汐留第二ポンプ所	
三河島処理区		2箇所
Ⓔ	尾久ポンプ所	
Ⓕ	後楽ポンプ所	
砂町処理区		3箇所
Ⓖ	業平橋ポンプ所	
Ⓗ	吾嬬第二ポンプ所	
Ⓘ	小松川ポンプ所	
小菅処理区		1箇所
Ⓙ	亀有ポンプ所	
葛西処理区		2箇所
Ⓚ*	葛西水再生センター	
Ⓛ	西小松川ポンプ所	
森ヶ崎処理区		1箇所
Ⓜ*	平和島ポンプ所	
合計		13箇所

※これまでのクイックプランからの継続

図3-10 活性炭による脱臭設備の例



②下水道管きよの伏越し部の改善

(取組内容)

- ・維持管理しやすい構造への転換や合流式下水道の改善の視点から、スカムや土砂の溜まりにくい構造への改善を図る。
- ・建設時に支障となっていた埋設物が、現在ではなくなっている場合等には解消を図る。

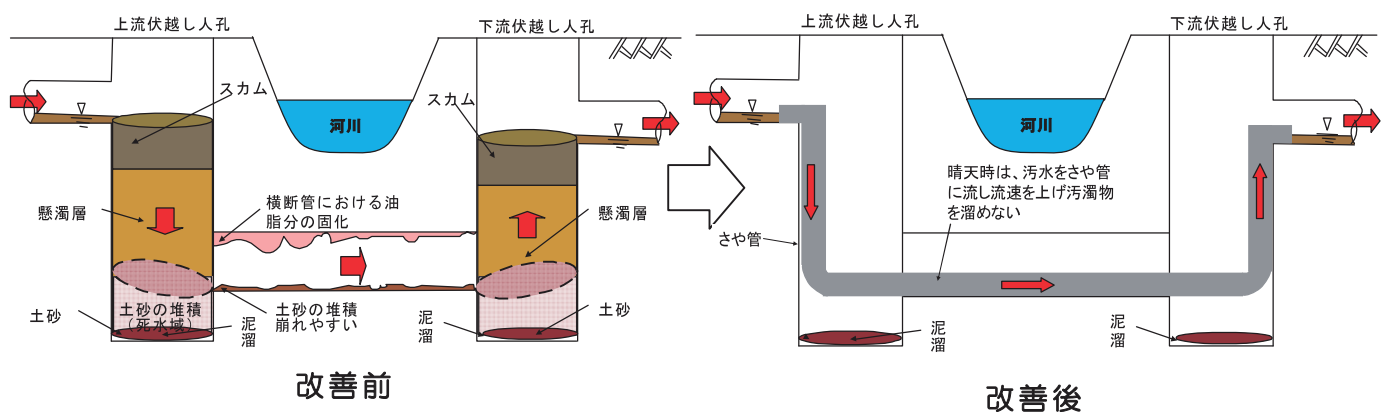
(対策箇所の選定)

- ・スカムや土砂が溜まりやすい箇所を選定。

対策箇所		箇所数
芝浦処理区		5箇所
△1	港区港南二丁目付近（改善）	
△2	港区南青山二丁目付近（解消）	
△3	港区西麻布三丁目付近（解消）	
△4	港区元麻布二丁目付近（解消）	
△5	渋谷区西原一丁目付近（改善）	
三河島処理区		4箇所
△6	台東区根岸二丁目付近（解消）	
△7	豊島区高松一丁目付近（解消）	
△8	豊島区要町一丁目付近（解消）	
△9	荒川区東日暮里四丁目付近（解消）	
砂町処理区		2箇所
△10※	江東区永代一丁目付近（改善）	
△11	江東区北砂一丁目付近（解消）	
小台処理区		1箇所
△12	北区豊島八丁目付近（改善）	
合計		12箇所

※これまでのクイックプランからの継続

図3-11 伏越し部の改善例



③ビルピットの臭気対策

(取組内容)

- ・臭気苦情多発地区については、公共污水ますで建物からの硫化水素の濃度測定を行い、ビルピットや大量排水調整槽の適切な維持管理（清掃回数増、2 時間以内の排水、ばっき攪拌装置の設置など）を指導する。
- ・臭気対策は、下水道局だけの改善指導では限界があるため、都や区のビルピットに関連する法律の所管部署と連携し、都の関係局と設置しているビルピット問題連絡協議会や区と設置している臭気対策会議などを活用することにより、臭気改善指導の相互協力を行う。

(対策地区の選定)

- ・臭気苦情が多い繁華街を選定。

対策地区	対象面積
芝浦処理区（計 300ha）	
銀座地区	70 ha
日本橋地区	80 ha
新宿地区	70 ha
渋谷地区	80 ha
三河島処理区（計 70ha）	
上野地区	35 ha
池袋地区	35 ha
合計 370ha	

図3-12 臭気対策箇所



3 震災対策

① 枝線管きよの耐震化

(取組内容)

- ・ 震災時におけるトイレ機能を確保するため、避難所などから排水を受け入れる枝線管きよとマンホールの接続部を柔軟性のあるものとするにより耐震化を図る。
- ・ 非開削の耐震工法を採用するなど、効率的に事業を推進し、工事に伴う都民生活への影響を抑制する。

(対策箇所の選定)

- ・ 避難所・災害拠点病院など、震災時にトイレの確保が必要な箇所のうち、区における仮設トイレなどの設置が具体化している箇所を優先的に選定。

対策箇所	箇所数
4 処理区全域	
トイレの機能の確保（避難所、災害拠点病院など）	380箇所

図3-13 マンホールの中での作業状況

